



環境アセスメント

～神奈川県環境影響評価条例のあらまし～

(抜粋)

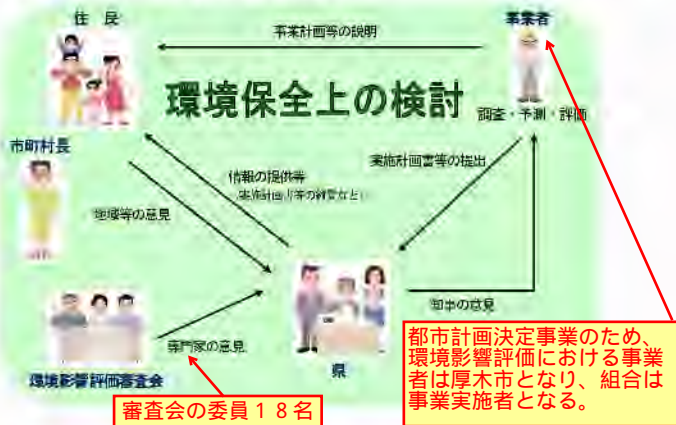


環境アセスメント(環境影響評価)について

交通の便をよくするために道路を整備したり、生活に必要な電気を得るために発電所を造ったり、宅地を造成したりすることは、人々が豊かな暮らしをしていくために必要なことですが、このような開発事業による環境への影響をできるかぎり少なくするためには、事業の実施により得られる利益、採算性等だけではなく、環境の保全についても、あらかじめ十分考えておくことが重要となります。このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント(環境影響評価)制度です。

環境アセスメントとは、一定規模以上の開発事業を行う場合、それが周辺の環境に及ぼす影響について、事業者が自ら事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれ意見を出し合い、事業計画を環境保全上の見地からより良いものとしていこうとする制度です。

神奈川県では、良好な環境を確保していくために、この環境アセスメント手続を定めた「神奈川県環境影響評価条例」を制定し、昭和56年から施行しています。



調査・予測・評価を行う項目

調査・予測・評価を行う項目として、次の20の項目を「評価項目」に定めています。

これらの項目を調査・予測・評価の対象とするか否かも含めて検討します。

評価項目の調査・予測・評価手法などについては、「神奈川県環境影響評価技術指針」として定めています。

1 大気汚染	6 地盤沈下	11 気象	16 景観
2 水質汚濁	7 悪臭	12 水害	17 トリクリエーション資源
3 土壌汚染	8 廃棄物・発生源	13 地象	18 温室効果ガス
4 騒音・低周波音	9 電波障害	14 植物・動物・生態系	19 地域分断
5 振動	10 日照障害	15 文化財	20 安全

環境影響評価条例の対象事業（全28事業）

環境アセスメント手続の対象となる事業は、道路の建設、工場・事業場の建設など28種目で、それぞれに対象となる規模などが定められています。

事業の種類	規模等		
	甲地域	乙地域	その他の地域
1 道路の建設			
高速自動車国道	全事業	全事業	全事業
計画道路用道路	延長2km以上	延長3km以上	4車線以上かつ延長5km以上
農業用道路、林道	幅員5m以上かつ 延長2km以上	幅員5m以上かつ 延長3km以上	●農業用道路 4車線以上又は幅員10m以上 で、かつ延長5km以上 ●林道 幅員5m以上かつ 延長10km以上
その他の道路	幅員5m以上かつ 延長2km以上	幅員5m以上かつ 延長3km以上	4車線以上又は幅員10m以上 で、かつ延長3km以上
2 鉄道、軌道の建設	総延長の延長1km以上	総延長の延長1km以上	道路の延長1km以上
3 農業鉄道、客道の建設	全事業	全事業	全事業
4 停車場、停車場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積10ha以上
5 飛行場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積1ha以上	敷地面積1ha以上
6 工場、事業場の建設	総面積1ha以上 排水量1万m ³ /日以上 燃料使用量30t/日以上	総面積3ha以上 排水量1万m ³ /日以上 燃料使用量30t/日以上	総面積10ha以上 排水量1万m ³ /日以上 燃料使用量30t/日以上
7 電気工作物の建設			
発電電気工作物			
水力発電所	出力1,000kw以上	出力1,000kw以上	出力2万kw以上
火力発電所	出力2万kw以上	出力2万kw以上	出力2万kw以上
地熱発電所	全事業	全事業	出力1,000kw以上
原子力発電所	全事業	全事業	全事業
出力発電所	出力500kw以上	出力500kw以上	出力5,000kw以上
変電所	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積3ha以上
送電線	延長1km以上かつ電圧1万ボルト以上の架空送電線	延長1km以上かつ電圧1万ボルト以上の架空送電線	—
8 研究所の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積10ha以上
9 高層建築物の建設	高さ100m以上かつ 延床面積5万m ² 以上	高さ100m以上かつ 延床面積5万m ² 以上	高さ100m以上かつ 延床面積5万m ² 以上
10 廃棄物処理施設の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積3ha以上
	廃却・溶融・焼成の処理能力200t/日以上	廃却・溶融・焼成の処理能力200t/日以上	廃却・溶融・焼成の処理能力200t/日以上
11 下水道処理施設の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積10ha以上
12 都市公園の建設	敷地面積3ha以上	敷地面積10ha以上	敷地面積30ha以上
13 工業団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積10ha以上
14 研究団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積10ha以上
15 流通団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積10ha以上
16 ズムの建設	堤高15m以上	堤高15m以上	堤高15m以上
17 取水槽の建設	堤高200m以上	堤高200m以上	堤高200m以上
18 放水路の建設	土地形状の変更面積1ha以上	土地形状の変更面積3ha以上	土地形状の変更面積10ha以上
19 土石の採取	採取量の面積1ha以上	採取量の面積3ha以上	採取量の面積10ha以上
20 発生土処分場の建設	処分場の面積1ha以上	処分場の面積3ha以上	処分場の面積10ha以上
21 墓地、墓園の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積10ha以上
22 住宅団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積10ha以上

環境影響評価条例の手続の流れ

実施計画書

- 事業者は、事業が環境に及ぼす影響を調査・予測するために先立ち、どのような評価項目について、どのような方法で行おうとするのかを計画し、事業の内容などと併せて「環境影響予測計画実施計画書」としてまとめ、知事に提出します。
- 知事は、この「実施計画書」を審査するとともに、県ホームページで公表して誰でも閲覧できるようにし、また、事業者はその内容について説明会を行います。
- 知事は、「実施計画書」について、住民の方などから提出された意見、市町村長の意見、専門家で構成する環境影響評価審査会の意見を参考に、審査意見書を作成し、事業者に送付します。
- 事業者は、この審査結果を基準として「実施計画書」を見直し、環境に与える影響について調査・予測・評価を行います。

予測計画書案

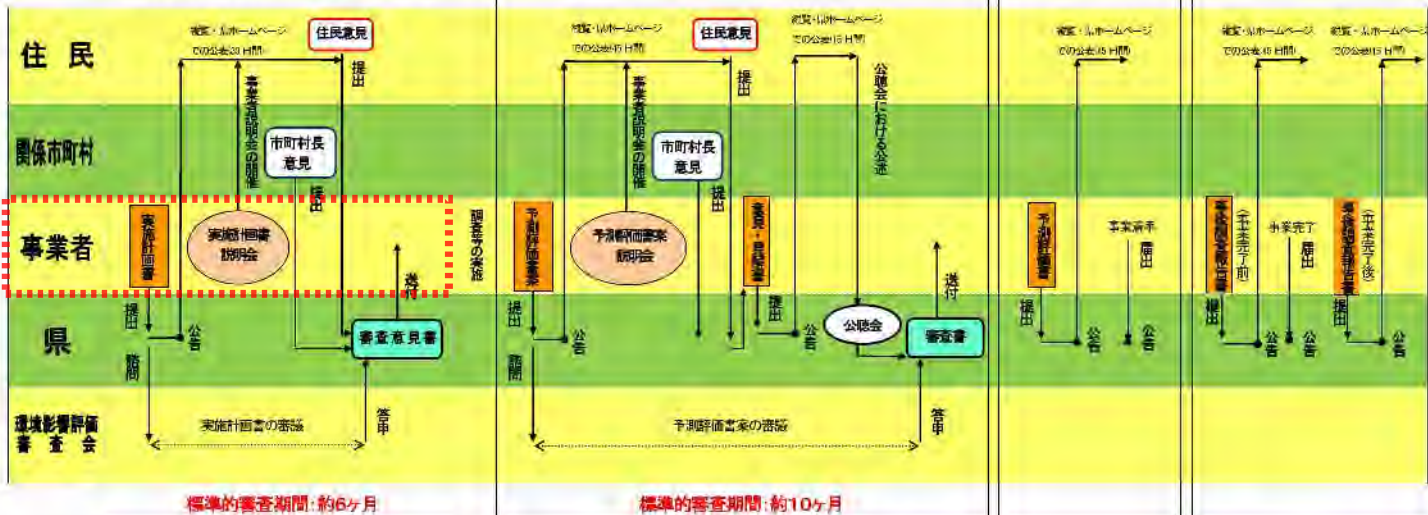
- 事業者は、環境に与える影響について調査・予測・評価した結果を「環境影響予測計画書案」としてまとめ、知事に提出します。
- 知事は、この「予測計画書案」を審査するとともに、県ホームページで公表して誰でも閲覧できるようにし、また、事業者はその内容について説明会を行います。
- 知事は、「予測計画書案」について、住民の方などから提出された意見、それに対する事業者の見解（「意見・見解書」）、公聴会での意見、市町村長の意見、環境影響評価審査会の意見を考慮して、審査書を作成し、事業者に送付します。
- 事業者は、この審査結果を基準として「予測計画書案」を見直します。

予測評価書

- 事業者は、「予測計画書案」を見直し、「環境影響予測計画書」としてまとめ、知事に提出します。
- 知事はこの「予測計画書」を審査するとともに、県ホームページで公表して誰でも閲覧できるようにします。
- 事業者は、「予測計画書」の公告の日から、事業を実施することができるようになります。

事後調査報告書

- 事業者は、「予測計画書」に記載した事後調査の計画にしたがって事業の実行が環境に与えた影響を調査し、結果を「事後調査報告書」としてまとめ、知事に提出します。
- 知事は、この「事後調査報告書」を審査するとともに、県ホームページで公表して誰でも閲覧できるようにします。



標準的審査期間: 約6ヶ月
標準アセスメントの方法を決める手続

標準的審査期間: 約10ヶ月
環境に与える影響を調査・予測・評価する手続

事後調査報告書の提出
環境への実際の影響を調べる手続